

論点ごとの課題と政策対応の整理

論点	委員の指摘	今後の課題と政策対応
<p>事業者による3Rの取組の一層の推進</p> <p>従来は排出量の多い製品を中心に取組を進めてきたが、今後は、製品に含まれる資源の有用性や処理困難性の高い製品など質的な観点から必要性の高い製品についても、現状の取組を精査しつつ、資源有効利用促進法により、3Rに配慮した製品の設計・製造、回収・リサイクルなどの取組を求めることが必要ではないか。</p>	<p>EPRに関して、国際的な解釈と照らし合わせて、もう少し解釈を整理することが必要。</p> <p>PP等の周辺の取組を含めて、広い取組の中でのEPRの位置付けを考えるべき。</p> <p>EPRの中で、事業者はメーカーだけではないことも考えていくことが必要。EPRを前提とした場合、市町村に求められる役割が不明確。特に自主回収というシステムを前提とした中での市町村の役割を議論していくことが必要。EPRという言葉が安易に使われている。消費者の行動が最終的には大きい。</p> <p>比較的小規模の業者や新規参入者にとっては、回収設備やリサイクル施設等を整備・活用しろといわれても対応できない。個別品目を対象としたリサイクル関連法制度に関しては、指定法人が整備されているが、EPRの対象製品の範囲を広げた時には、様々な製品を対象とした組織を整備することが必要。有害物質という観点から対象品目の洗い出しを行うことが必要。</p> <p>処理困難性という観点では、有害性の問題に関して、事業者にどのような対応を求めるのかを整理することが必要。</p> <p>生産財・資本財に対しても取組を進めることが必要。取組が行われていても、一般の人にとっては見えていないために過小評価されてしまっている。情報公開が必要。</p> <p>本来、製造業者が使用済み製品の処理を委託する場合には、製品の原料・組成を処理業者に示す義務があり、情報提供も広い意味でのEPRと捉えるべき。</p> <p>自治体関連の問題として、どういったものの回収にどれだけ税金が使われているか、逆に実際に有価物として販売され、その収入によりどれだけ税金が浮いたかがわかるようにすべき。</p> <p>今後、発生する色々なリサイクルコストに対して、循環型社会に対応した新しい税の体系の中で位置付けていくことが必要。</p>	<p>拡大生産者責任(EPR)の考え方の確立</p> <p>設計・製造段階における環境配慮の取組の位置付けを明確にすることが必要ではないか。</p> <p>生産者の定義については、製造業者や輸入者のみならず、小売業者、流通業者も重要な役割を担うことを明確にすることが必要ではないか。</p> <p>・EPRは役割分担論であり、市町村や消費者との役割分担が必要であることを明確にすることが必要ではないか。</p> <p>生産者が担う責任は、行動のイニシアティブを取る統括的責任であることを明確にすることが必要ではないか。</p> <p>中小企業や新規参入企業は、製品の販売量が少なく、引取り・処理においてスケールメリットが得られず、単独で実施する場合にはコストが割高となることから、価格競争力で不利とならないよう、多様な製品への対応が可能な生産者責任機関が必要ではないか。</p> <p>・グリーン調達や情報交流を含めたPPの考え方との関係を整理することが必要ではないか。</p> <p>・EPRの実施を促す環境整備として、リサイクルを促進する観点からの廃棄物・リサイクル法制の見直しといった制度面からの対応、研究開発支援やグリーン購入の拡大といった事業者の取組を側面支援する施策面からの対応、表彰等による事業者の取組に対する評価及び周知といった面からの対応を組み合わせしていくことが必要ではないか。</p> <p>事業者の3R対策の一層の強化・拡充</p> <p>有害性等処理困難性の観点からの対象とすべき製品の追加について検討することが必要ではないか。</p> <p>生産財・資本財等取組が進んでいるモノについても、情報開示等の取組強化を行うことが必要ではないか。</p> <p>(参考)国会、審議会、パブリックコメント等において3Rの取組の高度化を検討すべきとされた製品」</p> <p>新聞・雑誌、塩素含有プラスチック類、非容器包装のプラスチック類、容器包装、スプレー缶、カセットボンベ、使い切りライター、衣料品、小型船舶、自動車、オートバイ、タイヤ、液晶テレビ、電子レンジ、衣類乾燥機、複写機、プリンター、携帯電話、電子情報機器類、蛍光灯、乾電池、二次電池、バッテリー、ビデオテープ、カセットテープ、自動販売機、パチンコ遊技機、金属製家具、ガス・石油機器、システムキッチン、浴室ユニット、石こうボード、板ガラス、スプリングマットレス、消火器、体温計、在宅医療器具、廃油、チューインガム、医薬品、農薬、塗料等(下線は既に法律で何らかの対応がなされているものを示す)</p> <p>WEEE指令案の対象とすることが検討されている製品」</p> <p>大型家庭用電気製品、小型家庭用電気製品、II及び遠隔通信機器、民生用機器、照明装置、電動工具、がん具・レジャー及びスポーツ機器、医療用デバイス、監視及び制御機器、自動販売機</p>
<p>業種・製品全体で対応していくことが必ずしも必要とされないものについても、事業者の取組意欲を一層引き出し個々の事業者が自発的に取り組むことを促す枠組みの整備を行うことが必要ではないか。</p>	<p>EPRの原則は、個別企業がそれぞれ責任を果たせる環境をいかに作るかということ。従来は、業界団体を対象にすればその製品の大部分が捕捉できたが、業界団体に加入しない事業者、輸入業者として小規模に関連している業者も増加していることから、EPRの原則に則って対応しやすい体制を整備することが重要。</p>	<p>個々の事業者の取組を促進するための環境整備</p> <p>・広域再生利用指定制度や再生利用認定制度、施設設置の許可取得の特例について、真に実効性のある制度とすることを求めることが必要ではないか。</p> <p>中小企業や新規参入企業は、製品の販売量が少なく、引取り・処理においてスケールメリットが得られず、単独で実施する場合にはコストが割高となることから、価格競争力で不利とならないよう、多様な製品への対応が可能な生産者責任機関が必要ではないか。</p>
<p>資源有効利用促進法に基づき指定再資源化製品として回収・リサイクルを求める場合や、事業者が自発的に回収・リサイクルを行う場合においては、廃棄物処理に係る規制がリサイクルを円滑に推進していく上で実態とそぐわない場合も見られることから、適切かつ実効的な取組であることを確保する枠組みを設けるとともに、廃棄物処理に係る規制について所要の措置を講じる必要があるのではないか。</p>	<p>リサイクルの信頼性の向上のためには、透明性の確保を考えるべき。再商品化の方法は色々あるが、帳簿のような形といった、消費者がわかりやすい形で提示すべき。</p> <p>自分の出した物が、どこに行き、どのように処分されて、どのようにサイクルされるのかということがわかるようになって欲しい。</p> <p>廃棄物の対象に関して、無価物でも各種のリサイクルの対象として有効活用されているものを廃棄物の対象とするのは、産業界としては反対。</p> <p>廃棄物処理法は、危険な物を廃棄物に指定して、それに対処しようとしていることが問題。製品であっても危険なものは存在。モノを回す中での危険物と、そこから外れた危険物を切り分けるべき。</p> <p>残さにも、無害だが利用先がないもの、危険ということで残さとして扱われているものの2種類がある。この2つをどう扱うか、どう管理するかが問題。</p>	<p>事業者の取組の情報公開</p> <p>・資源有効利用促進法に基づく事業者の情報の提供について、その実態を検証するとともに、より一層の実施を求めることが必要ではないか。</p> <p>廃棄物処理法の規制・手続の合理化</p> <p>・広域再生利用指定制度や再生利用認定制度、施設設置の許可取得の特例について、真に実効性のある制度とすることを求めることが必要ではないか。</p>
<p>リサイクル名目の不適正処理・不法投棄の事例については、廃棄物の判断基準を明確にすることなどにより、地方公共団体が適時・適切に行政処分を行うことができるようにすることが、健全なリサイクル事業者を育成し、ひいてはリサイクルの円滑な推進につながるのではないか。</p>	<p>廃棄物が資源かを区分する基準に関して議論していくことが必要。</p> <p>不法投棄等の不適正処理に関しては、結果論としての取り締まりも重要ではあるが、未然防止という観点でも考えていくべき。</p>	<p>不要物の判断基準の明確化</p> <p>・不適正処理の未然防止等の観点から、不要物の判断基準を明確化し、廃棄物処理法の厳格な施行を求めることが必要ではないか。</p>

<p>設計・製造段階における環境配慮の徹底</p> <p>設計・製造段階における事業者の3Rの取組を評価する指標について、製品毎・業界毎の実態に合わせて、設計・製造段階に係る指標のうち、どの指標を導入するか検討することが必要ではないか。さらに、その指標に基づき、具体的な評価を行い、表示等を通じて広く情報提供を実施していくことが必要ではないか。</p>	<p>事業者・業界による目標設定は、設計側の努力目標になるし、消費者にとっての判断材料にもなる。</p> <p>家電や自動車は1991年から有害物質対策に取り組んでおり、その結果を定量的に、メーカーごとに示すべき。</p>	<p>設計・製造段階における数値目標の設定</p> <p>製品ごとにその特性に応じたリサイクル可能率等の3R評価指標を導入し、その基準の統一化を図るとともに、数値目標を設定し、産構審リサイクルガイドラインに基づき設計・製造での取組状況及び効果の公表について強化・拡充を行うことが必要ではないか。</p>
<p>WTOルールとの整合性を踏まえつつ、3Rに配慮した製品の設計・製造を求める資源有効利用促進法の指定省資源化製品及び指定再利用促進製品の義務対象に輸入業者も含める方向で検討を行っていくことが必要ではないか。</p>	<p>生産基盤が海外に移ってしまっているなかで、貿易財としての廃棄物をどのように考えるのかということも議論すべき。必要であれば、国際ルール等について議論すべきである。</p> <p>CRTのブラウン管のガラスの件のように、至急対処が急がれるものもあるので積極的に検討課題に加えるべき。</p> <p>輸入品のEPRの話も重要。検討課題に加えるべき。</p> <p>使用済み製品の処理を日本の中でやるのは、非常に高いコストがかかる。グローバルな時代において日本の中だけで高いコストでリサイクルをすることだけで事足りる問題ではない。</p> <p>現実問題として廃PETや廃家電等が輸出されている中で、こういったものをどのように整理したらよいのかということが問題。単なる廃棄物の垂れ流しではなく、資源の有効利用ということで考えることが必要。東南アジア・中国では人件費が安いために相当量が分別され、リサイクルされている。バーゼル条約の問題もあるが、2国間協定、国ベースでのインフラ整備を進めていく中で、広域的なリサイクルを進めていくことができないか。</p>	<p>輸入品に対する3Rに配慮した設計・製造の義務化</p> <p>指定省資源化製品及び指定再利用促進製品の対象となっている製品のうち、輸入品の割合が高いもの、資源の有効な利用を図る上で特に必要なものは何か。</p> <p>国内に流通する輸入品は、製品輸入の実態はどうなっており、設計・製造段階における3R配慮の義務化を受けて、原材料・構造・包装材の工夫、分別のための工夫、処理に係る安全性の確保等を行う能力があるのか、あるいは、判断基準に適合する製品を選択することができるのかについて実態を把握することが必要ではないか。</p> <p>輸入品に対する設計・製造段階における3R配慮の義務化は、貿易への不必要な障害とならないよう留意することが必要ではないか。</p> <p>再生資源・再生部品の輸出のための環境整備</p> <p>・バーゼル条約や廃棄物処理法等の関連条約・法律の整理を行うことが必要ではないか。</p> <p>・バーゼル条約の規制対象物を輸出する場合には、行政当局間での輸出入、利用に関する取決めが行うことが必要ではないか。</p> <p>・アジアにおける廃棄物処理状況やインフラ整備状況の把握することが必要ではないか。</p> <p>・日本からアジアへのリサイクル技術の移転を行うことが必要ではないか。</p>
<p>環境に配慮した製品設計がなされている製品等については、早急に規格化を進めるとともに、我が国の評価基準・方法が国際的に定着するよう働きかけていくことが必要ではないか。</p>	<p>JISを国際的に展開すれば、知的財産の活用につながり、日本の国際競争力の向上につながる。そのような観点の議論もすべき。</p> <p>3R製品は技術的にはこれから発展するもの。3R製品を規格化してしまうことで、将来の技術発展を制約してしまうことになるのは困る。</p> <p>海外ではISO14000やISO9000等に関連して雇用が発生している。ソフトの分野でより積極的に対応していくことが必要。</p> <p>消費者にとってのJISの信頼性は高く、JISが大きな役割を果たすと思われるので、JISの問題は非常に重要。</p>	<p>環境JIS策定の戦略的な取組</p> <p>・3R配慮製品の需要拡大に資する規格、環境配慮製品に関する情報提供に資する規格をより戦略的に策定することが必要ではないか。</p> <p>消費者ニーズの的確な反映、国際標準化活動との連携、研究開発プログラムとの連携を図ることが必要ではないか。</p>
<p>有害物質の使用削減については、製品毎・業界毎の実態に合わせて、自主行動計画を策定していくことが必要ではないか。また、代替物質が存在しないなど有害物質を使用せざるを得ない場合には、回収・リサイクルの仕組みを構築していくことが必要ではないか。</p>	<p>有害物質を使用せざるを得ない製品に関しては、きちんとした処理をやるのか、無害な代替品を使うのか、これらを分けて捉えることが必要。</p>	<p>有害物質対策</p> <p>代替が可能な有害物質については使用削減、使用せざるを得ない有害物質についてクローズドループでのリサイクルを行うことが必要ではないか。</p> <p>現在、一部の製品分野で進められている有害物質の自主的削減の動きについて、政府としてもこれを側面から支援する方向で対応を図るべきではないか。</p>
<p>地域における循環型経済システムの構築</p> <p>地方公共団体は、違法な処理・処分を的確に取り締めることはもちろん、地域に根ざしたリサイクル産業の創出や、広域的かつ効率的なリサイクルの推進に向け、地域における必要な人的関係ネットワークの高度化、住民の参加意識を高めるような普及啓発活動、環境産業の支援などの取組を強化する必要があるのではないか。</p>	<p>地域における循環型社会システムということ考えた際に、市民、例えばNPOやNGOから生まれるコミュニティビジネスという視点も入れるべき。</p> <p>リデュースとリユースを中心としたエコタウンも出てくるはず。もう一つ進んだ視点でのエコタウンも考えるべき。</p> <p>海外で中古製品・中古部品が流れ、現地で利用されるといったことを含めた3Rエコタウンというシステムも考えられる。</p> <p>エコタウン事業に関して、従前よりも広い地域での活動といったことが入ってきている。廃棄物処理法の市町村単位という制度上の制約と、エコタウン事業をどう両立させていくのかというのが課題。</p> <p>エコタウン事業に関しては、ごみを域内処理という域を出していない。エコタウン事業もいわゆる「地域」から、より広域化していく方向に変更していくことが必要。</p> <p>地域の独創性が重要であっても、行政が縦割りなため、独創性を発揮できないという問題も生じている。地域の発想にこたえる体制を地域としても国としても考えるべき。</p>	<p>地域における先進的な資源循環型システムの構築の新たな展開</p> <p>今後は素材系のリサイクルのみならず、地域の特性を活かしたコミュニティビジネス、リデュース・リユースといった視点を加えていくことが必要ではないか。</p> <p>・アジアを視野に入れた資源循環システムを考えていくことが必要ではないか。</p> <p>地方公共団体は、取締りのみならず、地域住民参加型の人的ネットワークの構築や普及啓発活動等循環産業振興策を行うことが必要ではないか。</p> <p>地方公共団体の取組を評価し、その評価を踏まえ、よりよい取組につなげていくことができるような仕組みが必要ではないか。</p>